

日障ス発第 63 号  
平成 28 年 4 月 26 日

都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会	会長	} 各 位
都道府県・障がい者スポーツ指導者協議会	会長	
障がい者スポーツ競技団体	代表者	
障がい者スポーツセンター	代表者	

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
会 長 鳥 原 光 憲  
〔 公 印 省 略 〕

スポーツ界におけるコンプライアンスの徹底について

平素より、障がい者スポーツの振興につきまして、格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、最近起こった我が国のトップアスリートの違法賭博に関与した問題に関し、先般 4 月 15 日にスポーツ庁が当協会も含めスポーツ団体を集めた会議において、各スポーツ団体に対し下記 1 の 5 つの対策を周知徹底するよう指示があったところです。

当協会としても、誠に遺憾ながら、今回の事案はスポーツ界の高潔性を揺るがす重大な問題と捉えております。特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、国民の間にスポーツに対する関心がますます高まる中、同時にスポーツ界の高潔性も強く求められてきております。

ついては、各団体におかれては、選手をはじめとする競技に携わる全ての関係者に対し、改めてコンプライアンス（法令順守及び社会規範に沿った責任ある行動）の徹底並びに啓発の研修を実施するようお願いいたしますとともに、強化指定選手で既に把握しているコンプライアンスに照らして不適切な事例があれば来月末までに下記相談窓口あて報告していただきますようお願いいたします。

また、特に障がい者スポーツ競技団体のガバナンスとコンプライアンスの徹底については、各競技団体の組織基盤に格差が大きいことから、可能な限り当協会が主体的に関与し、最大限の支援をしていきたいと考えております。

その一つとして、今般、下記 2 のとおり当協会内に一次相談窓口を設置いたしますので、選手、関係者にご周知いただき、活用されるようご指導をお願いいたします。

## 記

### 1. スポーツ庁長官発言の内容

スポーツ界におけるコンプライアンスの徹底に向けた当面の対策（骨子）

（対策1）全ての強化指定選手に速やかに周知徹底（会議の内容）

（対策2）選手に対する研修の実施

（対策3）行動規範の策定・相談体制の構築及びスポーツ庁への報告

（対策4）選手育成の在り方の見直し

（対策5）団体としてのスポーツインテグリティ（高潔性）の確保

なお、長官発言の対策1～5のポイントは別紙1、協会としての対応方針等は別紙2をご参照願います。

### 2. 当協会の相談窓口

（受付時間）平日 10時～12時・13時～17時

（電話番号）協会総務部 080-7801-6611（窓口専用電話）

（利用対象者）①JPC 強化指定選手

②JPC が委嘱したスタッフ

③JPSA 登録及び JPC 加盟競技団体の役職員

（受付開始）5月9日（月）

### 【添付資料】

別紙1 スポーツ庁長官発言の各対策のポイント

別紙2 当協会の対応方針等

別紙3 「スポーツ庁におけるコンプライアンスの徹底に関する会議」における配布資料

（本件に関する問い合わせ先）  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
総務部（小石、松田）  
電 話：03-5939-7021  
ファックス：03-5641-1213  
E-mail: [soumu@jsad.or.jp](mailto:soumu@jsad.or.jp)